

第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案

第4次指針構成	第5次指針構成
第1章 策定にあたって	第1章 策定にあたって
1－1 人権尊重の理念	1－1 人権尊重の理念
1－2 策定の趣旨と目的	1－2 策定の趣旨と目的
1－3 国際社会とわが国における取組	1－3 国際社会とわが国における取組
1－4 芦屋市における取組	1－4 芦屋市における取組
第2章 基本理念と基本的な方向性	第2章 基本理念と基本的な方向性
人権教育・人権啓発の基本的な方向性	人権教育・人権啓発の基本的な方向性
(1) 人権教育・啓発の充実	(1) 人権教育・啓発の充実
(2) 相談・支援体制の確立	(2) 相談・支援体制の確立
(3) 市民や関係機関等との連携強化	(3) 市民や関係機関等との連携強化
第3章 主な人権課題の現状と方向性	第3章 主な人権課題の現状と方向性
	3－0 情報化などに伴う人権侵害 * 責任ある情報発信の意識醸成 * インターネットリテラシー及び情報モラルの向上を図る啓発活動 * 法務局や兵庫県との連携による、相談事業、削除要請等の対策推進
3－1 女性の人権	3－1 女性の人権 * 固定的な性別役割分担意識の解消 * 女性の活躍推進とワークライフバランスの考え方の普及
3－2 子どもの人権	3－2 こども の人権 * こどもの権利擁護と最善の利益の確保に関する啓発 * いじめ（インターネットを含む）、児童虐待等の防止についての取組 * こどもの性被害防止対策の推進
3－3 高齢者の人権	3－3 高齢者の人権 * 認知症への理解増進と本人・家族への支援強化 * 高齢者が年齢にかかわらず生き生きと社会参加できる環境整備

第4次指針構成	第5次指針構成
3－4 障がいのある人の人権	3－4 障がいのある人の人権 * 障がい及び障がいのある人に対する理解を進める啓発 * 合理的配慮に関する啓発及びその提供支援に関する施策の推進 * 障害のある人の社会参加・就労促進、生涯学習の支援
3－5 同和問題（部落差別）	3－5 同和問題（部落差別） * 正しい知識や理解の普及啓発 * インターネットモニタリング
3－6 外国人の人権	3－6 外国人の人権 及び多文化共生 * 多文化共生社会の実現に向けた取組（多言語対応、日本語教育、生活情報提供、相談支援など）及び啓発 * インターネットを含む不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）防止に関する啓発
3－7 情報化などに伴う人権侵害	
3－8 性的マイノリティの人権	3－7 性的マイノリティの人権 * 性の多様性に関する正しい知識や理解の普及啓発 * 相談制度、宣誓制度の周知
3－9 感染症患者などの人権	3－8 感染症患者などの人権 * 各感染症に関する正しい知識や理解の普及啓発
	3－9 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権 * 強制隔離政策の歴史と反省を踏まえ、正しい知識や理解の普及
3－10 犯罪被害者などの人権	3－10 犯罪被害者などの人権 * 二次被害防止のための啓発 * 興味本位の噂や中傷、インターネット上での拡散による人権侵害への対応
3－11 刑を終えて出所した人の人権	3－11 刑を終えて出所した人の人権 * 立ち直りを見守り支える周囲の理解と協力を深めるための啓発

第4次指針構成	第5次指針構成
3－1 2 その他の人権課題 ・ひとり親家庭等に関する問題 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 ・アイヌの人々の人権 ・労働者等の人権 ・ハラスメントによる人権侵害	3－1 2 その他の人権課題 *ひとり親家庭等に関する問題 *北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 *アイヌの人々の人権 *労働者等の人権 *ハラスメントによる人権侵害 *旧優生保護法に関する人権問題 *ゲノム情報に関する人権
第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性	第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性
4－1 家庭	4－1 家庭
4－2 学校等	4－2 学校等
4－3 地域	4－3 地域
4－4 事業所	4－4 事業所
第5章 市職員等への教育・啓発	第5章 市職員等への教育・啓発
5－1 職員の意識向上	5－1 職員の意識向上
5－2 特定事業従事者の意識向上	5－2 特定事業従事者の意識向上
第6章 本指針の総合的効果的な推進	第6章 本指針の総合的効果的な推進
6－1 事業計画の策定と評価	6－1 事業計画の策定と評価
6－2 推進体制の充実	6－2 推進体制の充実
6－3 市民・職員意識調査の実施	6－3 市民・職員意識調査の実施
6－4 指針の期間と見直し	6－4 指針の期間と見直し